

平成21年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年3月2日 (月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月2日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	収納課長	服部 康彦
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	齋藤 仁
		健康推進課長	西川 和彦	環境課長	上田 実
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	保険医療課長	鈴木 利彦
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内 幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
小中学校給食センター所長		村上 勝芳			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)			
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	8 番	中 村 英 子	9 番	黒 川 勝 好

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第5 選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙
- 日程第6 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第7 議案第1号 蟹江町室及び部設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第2号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第9 議案第3号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第4号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第5号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第6号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第15 議案第9号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第10号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第11号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第12号 平成20年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第13号 平成20年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第14号 平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第15号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第16号 平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第17号 平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第18号 平成21年度蟹江町一般会計予算
- 日程第25 議案第19号 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 平成21年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 平成21年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算

- 日程第32 議案第26号 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 平成21年度蟹江町水道事業会計予算
- 追加日程第34 選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙
- 追加日程第35 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第36 議案第9号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

寒さも一段落し、季節も春めいてまいりました。そんな中で、平成21年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

服部収納課長、川合生涯学習課長より、葬儀の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、順次発言を許可いたします。

○収納課長 服部康彦君

あいさつした。

○生涯学習課長 川合 保君

あいさつした。

○議長 奥田信宏君

皆様のお手元に議会運営委員会報告書及び議事日程が配付をされております。

山田乙三君より、葬儀のため午後1時ごろから2時半ごろまで中座をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

本日の欠席等の届け出はございません。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には金山昭司君を指名いたします。

ここで、去る2月24日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

去る2月24日に行われました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

まず、1番の会期の決定につきましてであります。平成21年3月2日本日より18日水曜日までの17日間といたします。

2番、議事日程についてであります。本日3月2日9時より行政報告、議案上程(付託・精読)、人事案件・補正予算追加日程(審議・採決)後に、全員協議会ということでございます。備考といたしまして、選挙第1号、第2号、そして議案第9号でございます。

翌日3日ではありますが、2日に本日の日程が済まない場合、引き続き行います。

5日、午前9時より総務民生常任委員会を開催していただきます。付託事件審査といたし

まして、議案第1号から議案第7号までお願いをいたします。午後2時より防災建設常任委員会の所管事務調査を行っていただきます。

9日月曜日であります。予算審議、議会運営委員会（意見書等の取りまとめ）、各派代表者会ということで、予算審議終了後に議会運営委員会及び各派代表者会を開催をお願いいたします。

10日、これは9日に終わらなかった場合、引き続き行います。

12日木曜日であります。一般質問。

13日も、この12日に終わらなかった場合、一般質問を引き続き行います。

16日月曜日、追加議案上程（精読）、委員長報告、議案審議・採決後に、町長任期満了に伴うあいさつ、そして閉会という形で行います。

18日水曜日は予備日となっておりますので、よろしくをお願いをいたします。

次に、人事案件であります。「選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙」及び「選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙」は、本日追加日程により選挙を行っていただきます。

なお、選挙の方法は議長の指名推選とし、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し組合議会議員を選出していただきます。

4番、定額給付金の事務費分に伴う補正予算案についてであります。「議案第9号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」は、本日追加日程により審議・採決をお願いいたします。

5番、常任委員会の所管事務調査につきましてであります。防災建設常任委員会の所感事務調査を3月5日木曜日午後2時、午後1時15分に役場に集合していただきまして行います。調査内容は、日光川祖父江放水路「西中野排水機場」の現地視察を行うものであります。これにつきましては、防災常任委員会以外の方も、出席される方は委員長のほうに申し入れをお願いいたします。

6番、予算審議についてであります。審議の方法は、先例により行う。一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は1人3回までとし、歳出は、款ごとに1人3回までとする。特別会計・水道事業会計は、会計ごとに1人3回までとする。

7番の意見書であります。12月定例会の継続審査となっております下記でございます1番から3番、その後に提出されました（4）から（7）の意見書の取り扱いにつきましては、予算審議終了後、本委員会を開催し協議することとなっております。1から7についてはお目通しを願います。

8番、追加議案についてであります。「選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙」は、消防団長の改選時にあるため、最終日に上程し選挙を行います。

なお、選挙の方法は議長の指名推選とし、最終日午前の休憩中に防災建設常任委員会を開

催し、組合議会議員を選出するということになっております。

9番、行政報告についてであります。「緊急雇用対策の状況」及び「蟹江南保育所改築計画のその後」については、初日の冒頭に町長から行政報告を行っていただきます。

10番、町長任期満了あいさつについて。最終日の閉会前に行っていただきます。

11番、その他であります。(1)の議会会議規則の改正について。全員協議会・各派代表者会・議会広報編集委員会を「協議または調整を行う場」としての明確化について、予算審議終了後、本委員会を開催し協議をいたします。

(2)番、代表質問の通告についてであります。予算審議終了後、本委員会を開催し協議をいたします。

(3)番、政務調査費についてであります。21年度交付申請及び前期分請求書を3月16日月曜日までに、20年度収支報告書を4月17日金曜日までに、議会事務局へ提出をお願いいたします。

(4)番、各派代表者会の開催について。議会運営委員会(予算審議終了後に開催)終了後に開催しまして、それが終了いたしましたら各派代表者会を開きまして、「議員報酬の引き下げ(1年分のみ10%カット)」について協議をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番中村英子君、9番黒川勝好君を指名いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 「行政報告」を行います。

横江町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○町長 横江淳一君

それでは、大変貴重なお時間をいただき、行政報告をさせていただきます。

先ほど議運の委員長さんからもお話がございましたように、2件ございます。

ちょっと前後いたしますが、まず1件目であります。これは南保育所改築工事に関する件であります。南保育所の改築工事並びに仮庁舎の問題でございます。

南保育所の改築工事というのは、主要事業の一つであり、我々としても早急に進めなければならぬ事業であることは、議員各位、皆様方にも十分ご理解をいただいているところだと私は思っております。議会の全員協議会で2回、そしてまた議員各位も厚生常任委員会でも調査研究をしていただきました。そして、その結果、我々も考えますにつれ、今現在、流域下水道関連工事の進捗状況も視野に入れながら、無駄な投資はできるだけ避け、有効な歳出の考え方をとった場合、総合的に考える必要があるのではないか、こういう視野に立たせていただきました。

また、急激な経済状況の落ち込み等々も考えて、財源の確保も大変厳しい状況にあります。もうしばらくお時間をいただき、皆様方にまたご説明をさしあげ、早い時期にまた提案をさせていただくべく考えさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思えます。

また、もう一つの案件でございます緊急雇用対策についてであります。

昨年12月に開催された議会の定例会におきまして、冒頭、中村議員からも含めて強い要請を受け、また1月には共産党議員団からも申し入れがございました緊急雇用対策について、その後の状況と今後の対応等々、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、定例議会後直ちに、これが12月22日でありますけれども、所管をいたしております産業建設部農政商工課と民生部の住民課を中心として、緊急雇用並びに生活支援相談窓口を設置いたしました。そして、支援体制を整えるべく、町のホームページ、そして広報等々に掲載をし、相談窓口設置の周知に努めたわけでございます。

相談窓口での状況でございますけれども、開設後、現在まで13件の相談案件がございました。内容につきましては、生活資金が2件、住宅支援が3件、就職相談が8件となっております。それぞれ聞き取りをいたしまして、国、県、町の制度の説明を行い、実情に呼応し対応をいたしたつもりでございます。思った以上に想定よりも相談案件が少なかったというのは、他の地区と比べると比較的落ちついた状況にあるのかなというふうに考えるのはちょっと軽率かも知れませんが、今の状況ではそんな感じだと思います。しかしながら、現在の状況は楽観できる状況ではありません。当分この状況が続くと思っておりますので、町といたしましても引き続きこの体制を維持して支援を行ってまいりたい、こんなことを思っております。

次に、予算を伴う対策でございます。私も先般、予算措置も含めて対応を考えるというよ

うなことも議会で申し上げましたつもりです。現在、国・県が行っている対策を基本とし、町が実施できる対策を検討いたしました。町が実施してまいりました相談窓口の実情や、津島にありますハローワークの状況、他市町村の動向など総合的に考えました結果、今現在、予算化というところまでは、すみません、至ってはおりません。しかしながら、先ほど来申し上げましたとおり、引き続き厳しい経済状況は続くと思っておりますので、状況に応じ対策を実施してまいります。

そして、今現在ございます対策の枠を広げる、これも関係団体をお願いを今しておりまして、また何かございましたらご質問賜ればありがたいと思います。

なお、議会の議員の皆様方には今後さらなるご理解と、そして絶大なるご協力を今後もお願いしたい。蟹江町といたしましても一生懸命支援してまいる覚悟でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

これで行政報告を終わります。

○議長 奥田信宏君

日程第4 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第121条第1項、ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり、平成21年2月5日、小牧市まなび創造館で開催されました「地方分権・道州制セミナーイン尾張」に副議長初め12名を、また、2月6日、美和町文化会館で開催されました「海部東部四町議員研修会」に副議長初め14名を派遣いたしましたので、ご報告をいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第5 選挙第1号「海部地区休日診療所組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 奥田信宏君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、選挙第1号は午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催をし、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第6 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 奥田信宏君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第2号は精読とされました。

なお、選挙第2号は午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催をし、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第1号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第2号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第3号「一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 議案第4号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第11 議案第5号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第12 議案第6号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第13 議案第7号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○6番 林 英子君

これが提案されまして、いろいろと見たんですけれども、どういう計算方法で今度はこのようになったかということと、もう一つは、1ページから読んでみますと、なぜこんなにわかりにくい提案をされたのか、私はわかりません。そうじゃなくて、第3期のときはこうであったが、第4期はこのような保険料になる。したがって、1号から6号にはこのように上がるということを簡単明瞭に、しかも、今までと第1段階から6段階の中で基準額を幾らにし、そして0.5から1.5までをどのようにしたかということが見ても一向にあらわれておりません。もっとだれが見ても、私だけがわからないのかもしれませんが、わかるような内容の提案をしていただきたいというふうに思います。

○議長 奥田信宏君

要望ですか。

○6番 林 英子君

はい。

○議長 奥田信宏君

それでは、要望だそうであります。

○3番 山田邦夫君

林議員からもありましたけれども、提案の理由づけですね、数字的な裏づけとか、どうしてこういうふうになるのかという資料を請求させていただきます。委員会までに、数字的な論拠、決算書や予算書をよく見てくださいますというんじゃなくて、どういう数字でこうなってきたか。要領よく、わかりやすく、やはり町民に説明できるような、もちろん我々が審議できるように、資料提供をお願いしたいと思います。

○民生部長 石原敏男君

はい、わかりました。それじゃ、常任委員会開催日までに資料を整えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○3番 山田邦夫君

県内の他段階というか、段階の設定とか、保険料のね。どういう保険料率、額になっているかの全体が調べられるかどうか。要するに蟹江町は安かったと思うんです、今まで。ですが、それはどのレベルにあるのかという資料も提供願いたいと思います。

○民生部長 石原敏男君

他団体につきましても、今定例会でそれぞれご審議されているというふうに思っておりますけれども、私どもで入手でき得る範囲内で資料を提供したいと思いますが、この数字については正確な数字にならないかもしれませんので、その辺のところだけをご承知願いたいと思います。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第14 議案第8号「愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第15 議案第9号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

この予算書が成立することによって大体のめどが立つんじゃないかと思うんですけども、最終的な現金支給の人の場合でいうと、いつごろになることになるんでしょうか。ちょっと聞いておきたいわけでありまして。

○企画情報課長 鈴木智久君

現金支給ということ、最終的なこれが今、国のほうから申請書についても細部にわたっていろいろと変更のメールが来たり、あと銀行等々の打ち合わせの中で、UFJの関係ですと、1日の能力が10万件当たりというところで口座の引き落とし、振り込みの関係、郵便局も東海4県で24万件という振り込みのところもどういうふうになるのかというところがちょっと懸念されているところなんで、私の希望としましては、3月中には発送したい、4月の末までには支給したいというのが本当に希望でございます。それに向けて職員のほうも今頑張っておりますので、ひとつそういうふうにご理解いただければなと思っておりますのでございます。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

ついでに聞いておきたいわけですけども、たまたま私、派遣切りの相談に乗ったたら、蟹江町内のですよ、びっくりしたんですね。住所も、健康保険証も、判こも預金通帳も持っていらっしやらない。蟹江のマンションに住んでいらっしやるんですよ。こういう人は黙っておれば支給されずに終わってしまいますよね、町も知らないわけですから。マンションには住んでいますよ。どうなるんでしょうか。小牧に変わりましたので、それがまだついこの数日前ですので、2月1日現在は蟹江に住んでおるわけですから、これはどうなるかと。

もう一人ですが、DVで実は蟹江町に逃避して来ていらっしやる方がみえます。これはだんなさんが代表でもらうから、だんなさんは名古屋に住んでいますから、名古屋で奥さんの分ももらってしまうのかなと。こちらの奥さんはどうなるのかな。奥さん、蟹江町で支給すると、向こうでダブってもらうことになる可能性もありますが、これはどうなるんでしょうか。

○企画情報課長 鈴木智久君

大前提は、やはり住民票がどこに登録されているかというところにあります。最初のご質問の住民票が登録されていないというその状況としましては、どこかにあるのか、もしくは職権削除ということで抹消されておるケースもありますので、そういう場合によりましては、新たに設定というようなこととなりますので、もし抹消されておるようであれば、住民票の登録をしていただければそこで救われるかと思えます。

それから、2点目のDV、ドメスティック・バイオレンスに関しましては、そういうような方々につきましては、いろいろと警察等々で住民票を落とすということも可能であるように聞いております。ですので、そういう手続をとられておれば正規のところにとれるんですけども、そういう手続をされず、住民票がそのまま残っておれば、当然その住民票の登録地でしか受給されることはできないというふうに理解しております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

最初の男性の方ですけれども、これは福祉事務所がやる仕事ですから蟹江町はつかめませんよね。派遣切りの方ですよ。この方でいえば、住民票を離れてから30年を超えておるそうですから、多分、消除されてないでしょうか。その可能性が高いですよ。だから、これは居所で確認をせざるを得ない状況ではないか。いわば、青テントの人でも支給するという事になっているわけでしょう。ですから、蟹江町でいえば今の方も支給されることになるかと思うんですよ。だから、そういう人がひょっとしたら、派遣業者も蟹江の方ですから、そこに七、八人おるそうですから、中には何人かおるんじゃないかというふうに思うんですけども、そういうことの調査をどうするかというやつですね。例えば、隣保班の班長さんがつかんでいるかもしれません。どういうふうにするかということ聞いておきたいわけですよ。

それから、もう一つは、DVの方は、これも私の知り合いですけれども、住民票はもちろん持ってきていません、逃避していますから。だんなさんに内緒で、暴力を受けるわけですからね。だから内緒にしているわけ。ですから、もちろん住民票も持ってきていないわけで、そういう方は、向こうのだんなさんと話し合っどっちでどうするかというのは決まらへんのですよ。しかし、2月1日には蟹江町に住んでおるわけですから、この方も支給を受けるんじゃないかというふうに思う、蟹江町で。しかし問題は、つまり戸主というか、世帯主にまとめて支給することになっていますね。だとすると、名古屋のだんなさんが奥さんの分も名古屋市から支給される可能性もあります。そういうところをどうするかということです。ちょっと疑問に思うので聞かせていただきたいと思うんです。

○企画情報課長 鈴木智久君

やはり基本的には住民票がどこにあるかというところなんです。小原議員の言われるとこ

ろというのは私も十分理解はするところなんですけれども、それは住民登録地でもって支給、蟹江町では支給できないんですけれども、もし支給するとなると二重で支給することになってしまいますので、これは避けるしか方法はない。どうするかといえば、やはり住民登録地であって、その構成されている世帯主の方が請求をしてもらうしかこれは方法がない。

それから、最初の住民票のない方というのは、住民登録があるのかないのかというようなことになるかと思いますので、これについては……

（「住民登録がない方も支給するわけでしょう」の声あり）

そういう意味じゃなくて、住民登録がない方は基本的には、一番最初に言いましたように、どこかに住民票は登録されておると、ただ、何らかの理由で抹消されたり職権削除しているケースがありますので、そういう場合におきましては、2月1日現在よりも前に蟹江町に住んだということで、新たに住所地を設定していただければ、そのところで今回の定額給付金はとれるというふうに言っておりますので、何もわからずに、住所もどこにあるのかわからずに、ただそれだけで、いるというだけで支給というのはできませんので、一度その辺の住民票の確認をどこかでしていただければよくわかるんじゃないかなと思うんですけれども、ご本人様ですので、一度そちらのほうでご確認するか、何か方法でどうなっているのかというのを調査されるのが一番かなと思っております。

以上です。

（「答弁漏れ」の声あり）

○議長 奥田信宏君

DVのですか。

（「はい」の声あり）

○企画情報課長 鈴木智久君

やはり住民登録がされておるところの世帯主、構成されている世帯主に受給権が発生しますので、蟹江に住んでみても住民票がなければ、これはいたし方がないというふうに判断します。

○7番 小原喜一郎君

先程の住民票のない人、隣保班やそういう町内会や自治会へ依頼して調査するというのを、やるのかやらないのか、ということを知っているわけね。そういう人でも支給するということを国会でも答弁されてますよね。昨日聞いたんですけども、ダブっても自治体によってはしょうがないから、自治体が支出することになってしまう。出すんだといっている自治体もあるんだそうですけどその辺のところですね。そのDVの場合で言うとね、言うにいけない、奥さんからいうと、とてもだんなさんに相談できる状況にないんだから、結果としてもらえない。それからもうひとつは、住民票を持っていない男性のかたですけれども、これは町として責任があるから、調べるっていう点でいうと町内会を通して調べるということが

必要じゃないかという時間的にどうかと疑問が生まれるので、そのへんを聞きたいんです。

○議長 奥田信宏君

答弁漏れということで今の質疑を許可しました。

○企画情報課長 鈴木智久君

そういう事情というのはご本人様が一番よく知ってみえると思いますので、DVに関しましては特に個人情報の関係がございますから、そういうご相談を受ければ、私どものほうとしても対応はいたします。ただ、私どもが積極的に調査するということは今のところ考えておりません。

以上です。

○10番 菊地 久君

全くくだらん予算でありますけれども、出た以上は仲間に入って物を言いたいと思います。質問したいことは、まず第1点、くだらんことでも国で決まってこうせよと言ってくると、こういう地方自治体はやらざるを得ない。では、その事業について、今、補正予算を組んでありますお金の問題、算出根拠、数字上で出るものと数字上で出ないものがある。今、例えば、小原さんが親切丁寧に一人も漏れのないようにやるためにはどうしたらいいのだろうか。この人が相談に見えたで、その人の相談のためにいろいろと職員が走り回る。その人に何とか支給してあげたいと思う。そういう事務的なこと、相談をやる、その時間というものは一体この金額の中に入るのだろうか。請求すると国は支払ってくれるのだろうか。その点についてはどうなのかなと思います。

だから、補正予算を組まれたこの金額、大体何かの基準があって、数字はこれにかかってこうだと、大ざっぱに、例えば適当に大きく言って、時間も、不正経理じゃありませんが、県が得意ですので、県で相談すればいろいろ教えてくれるかわかりませんが、そんなような形を実際にしろとは言ってませんよ。だから、大ざっぱに、おおらかに決めてやれるのかどうか。それともきめ細かにきちんとしないとお金というのはなるのかならんのか。

いずれにしてもこれは、国がいい悪いは別にして、ほとんどの国民が反対していますよ。国会であしたはどうなる、4日にどうなるかわからんけれども、全くくだらん政策によって、くだらんことによって地方自治体が振り回され、職員が振り回され、我々議員もどうたこうたと言われて振り回されている。こんな愚策について一緒になってやらないかんとすることは本当に恥ずかしいわけですが、愚策なら愚策に対して、我々も愚策のように、国にどうしたらできるのか、やっぱりこれは考える必要があると思うんですね。

その点について、職員の皆さん方まじめですから、まじめに対処されると思う。そのときの本当にかかった費用が、今、小原議員がおっしゃったいろんなことで走り回った人件費は請求できるのかできないのか、どうなのか。質問の最後はそういうこと。そういうことまでくめて、もらえるかどうか。それについてはどういうような今、解釈でおられるのかな。

一遍それをちょっと教えてください。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、基本的には国はこれは払うと言っておりますが、ただ、すべて精査されずに払うというわけではございません。やはり執行する上においては、本当に費用を有効に活用しての場合の国のほうの負担になるかというふうに思っております。

そこで、人件費につきましては、これは定額給付に係る人件費については請求します。しないわけにはいきませんので、これは請求して、いただきます。

それと、あともろもろの経費につきましても、先ほど派遣職員等を雇い入れて人件費等を組みました。これもどのような形なのかわかりませんので、とりあえずは最小限必要な人数のところを出しましたけれども、最終的に事務量も当然これは減ってきます。それに合わせて派遣職員のほうも低減をしていきたいなと思っております。ですので雇用形態も一どきに長期間雇うのではなく、1カ月、2カ月の短期で、町が派遣切りにならないように、十分それも注意して雇用していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○6番 林 英子君

蟹江町でも寝たきりの方、動けない方がおみえになると思いますが、一人一人の方を訪ねて対応するという事は当然ですが、この11ページの民生委員等報償金の中に、そういう方たちのところを回るその金額として含まれているのかどうなのか。今また振り込め詐欺など問題になっておりますけれども、蟹江町でそういうことのないようにするために、どのような手だてをおとりになろうと思っていられるのか。一人一人を訪ねて対応ということが当然だというふうに思いますが、今言いましたように、この民生委員の報償金の10万円の中に含まれているのかどうなのかお聞きいたします。

○企画情報課長 鈴木智久君

林議員が言われる内容でもって予算は組まさせていただきました。先般、民生委員会が開かれたときにも、定額給付金に関しまして申請困難な方がおみえになりますので、そういう方については民生委員さんのほうからお力添えをいただければということでご案内させていただきました。ただ、具体的にじゃ何をどういうふうにというところまではちょっと至っておりませんが、この10万円についてはそのような用途でございます。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は精読とされました。

暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。その間に総務民生常任委員会をよろしくお願いいたします。

(午前10時35分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 奥田信宏君

日程第16 議案第10号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

ただいまのご説明で、もし間違えたらいけませんので確認のためにお伺いしますが、国のほうが第1次、第2次補正をして、大きな経済対策を行うということで実行されました。定額給付金を除いて以外の内容ですけれども、今のご説明によりますと、17ページの地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金500万円というようにご説明があったと思いますが、この国のほうの第1次、第2次の大型の補正による自治体への影響ですけれども、それは定額給付金を除いてはこれのみということなのか、ちょっと説明を聞き漏らしているのか、自治体に対する財政上の影響について、提案するものが他にないのかなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ただいまのお話でございますが、地域活性化・緊急対策のほうは、これは第1次のほうで確定したものでございまして、今回の3月補正に上げさせていただきました。第2次に盛り込まれておるものは、実はまだ国のほうの最終的な関連法案の成立がないということでございますので、今後、順次、決定次第、今年度の最終的な調整で上げさせていただく、あるいは来年度へそれを切りかえてという指針のあるものについては21年度予算のほうへ回させていただくというような形で、現在まだそのところまでは正式にお出ししておるものではないので、今後ということでよろしく申し上げます。

○8番 中村英子君

そうしますと、これは第1次に関しては自治体に来ているものはこれのみと、蟹江町ですね。ほかのことは知りません、県単位のことは知りませんが、蟹江町ではこれのみと、第1次補正については、ということでもまずよろしいかということですね。

それから、第2次補正ですけれども、もちろん定額給付金と、またその他の事業につきましても、関連法案が必要なものもありますけれども、関連法案は必要なくそのまま財政的に処理できる部分もあるというふうには聞いているんですけれども、その部分についてもそれではこれは新年度ということになってくるんでしょうか。補正は補正で処理するのではないかというふうに思っておりますけれども、その辺の取り扱いはどういうふうになるんでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

1次につきましては、大きなものでは先ほど申し上げたものがあと少しあるというふうには思っておりますけれども、基本的にはこの500万が大きなものというふうに把握しておるところでございます。

それから、今おっしゃいました第2次補正関係で確定しておるのは、まだ寄附金等の事務費でございますので、そちらのほうはゴーが出ております関係でやらせていただきました。

今後は、大変恐縮でございますが、国の動向では4日、5日あたりで第2次の関連法案も通るといようなことで、そちらのほうでゴーが出ますと、これは申しわけございませんが、それを受けた形で第7号補正ということでまたお願いをしていく予定を私どものほうでは考えさせていただいております。その後、その中でも21年度しかできないものもございますので、そちらにつきましては、21年度の予算の補正等をまた考えてお願いをしていくという状況でございますので、大変申しわけございません、細切れになりますけれども、その都度適正な補正予算を立てさせていただいて上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○8番 中村英子君

そうしますと、規模的には、定額給付金を除いてですよ、除いて大体どれぐらいのものが蟹江町に2次の関係で見込まれているんでしょうか。大体漠然とした数字でよろしいんですけれども、大体どのような規模なのかということをお伺いしておきたいと思っております。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

私どもに入ってくるほうということでは、今後、3月といいますか、7号補正等では入るほうでは2,300万円ほどでございます。その後また次に出てまいりますのが、緊急雇用対策とかそういったものがございまして、そちらのほうは3年間でございましてまた2,700万ほどあると、21年度ではその3分の1ぐらいの予定で入ってくるというふうには把握しておるわけでございます。お願いいたします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

同じ17ページで、教育費国庫補助金の中で、安全・安心な学校づくり交付金の説明が蟹小の耐震補強と聞きましたが、これはいつころ、どうやった工事、やろうとしている工事か、済んじゃった工事のものなのか、お伺いしたいんですが。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

蟹江小学校の耐震工事は、去年の夏休みにやらせていただいた工事です。管理棟、職員室のあるところですが、その耐震工事と、もう一つは、管理棟の改修工事もあわせてやらせていただいたその工事費の補助金ということでございます。

○10番 菊地 久君

10番 菊地です。

歳出の93ページの蟹江町の給食センターの建設事業で、繰越明許の関係で、当初予定をされておりました繰越明許の金額、それだけ使うのが使えなんだということは、工事の進行状況ができなかったということなんです。後ほど協議会の中の議題でもあるものですからそこで触れていきますけれども、予定されて予算を組んだけれども、なぜこれだけ2億9,000万も次年度に繰り越さなければならなかったかという、これは大きな問題なんです。この問題についてはきちんとここで説明をまずすると、議会で、本会議で。それから、細かい点については、工事の内容、建設最終はどうだという日程表等々をお出しくださいませいいと思っておりますが、まずこの時点では予算に関係しておりますので、なぜこうなったかという説明を私はすべきだと思うわけです。どうしてこれだけ工事がおくれたのか、当初に予算組んだよりも次年度に行くんですから、その経緯についてまず説明を求めたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

給食センターの工事におきまして、工事出来高、20年度60%、21年度40%ということで補正でお願いしたわけですが、当初、設計のほうと20年度60%という出来高で進めてきましたが、途中、くい障害の出来事が発生いたしまして、3月末までに予定しておった工事、1つは、北側水路がございますがその護岸整備だとか、もう一つが、3月末までに行う予定であった空調設備の発注だとか、給排水衛生設備工事の発注だとかというのが、予定しておった60%の中では3月末までにはできないような状況になってきたと。それは、くい障害の10日間ほどおくれたことで取り合いの打ち合わせができない状況の中で、60%ができない状況になってきました。ということで、20年度工事出来高34%という状況が今の現実の出来高になっております。

以上です。

○10番 菊地 久君

最終的に総額はお金は変わらないかもしれませんが、出来高で例えば県の補助だとか国の補助はわかりませんが、補助の関係はまず金額が年度年度で違いはあると思

ますが、私が心配しておるのは、ある程度ここまでは今期までにやろうよという決められたことが工事ができなかった原因というのはきちんとしてないと、例えば、当初その土壌を調べるだとか、いろいろなのを調べたときにどうだったのか。しかし、やりかけていたらこんな問題につまずいちゃったよと、しかしそれは工期がおくれるだけで大きな支障はない、例えば支障があって予定よりも工事が膨大にかかったときやなんかだと、どうしたらいいのかという問題も出るわけ。今のところは、どんな原因があったか知りませんが、工事はおくれた、おくれた原因はいろいろあったけれども、予算について増額せなならんだとかそういうことは発生しないと、こういう理解をしてよろしいかということが第1点。

2点目には、もう一度詳しくは協議会で結構でございますけれども、こういう事情とこういう事情があってこういうことがあったけれども、こう解決をしたと。工事日程表は、これは出ておったかな。出てないね、協議会のときに。工事日程表について、最終、例えば何月には間違いないよと、これからは何をやってこれやってああだというような日程表があるとすれば、ぜひ資料としてお出しを願いたい。

問題点と今の工事の日程ですね、工程表、わかりやすく、いいですね。ここでは結構でございますので、ぜひ協議会のときにまた再度質問いたしますが、この予算には関係をして変化はないと、総額の。こういうふうにはまず理解してよろしいかということで確認します。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

出来高は20年度、21年度でこのように変更させていただきますが、総枠は変更ありません。

(「実績的なものは、完成時期」の声あり)

予定としては、当初ご説明させてもらったように7月31日までの工期になっておりますので、工期中での影響は7月31日までは完成させる予定でおりますし、工程表のほうも協議会のほうで提出させていただきます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は精読とされました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時からいたします。

(午前11時57分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 奥田信宏君

日程第17 議案第11号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地です。

14ページの出産一時金の関係でありますけれども、減額の1,434万円、予算が3,150万のところこれだけ減額になって、今の石原部長の説明だと減少でとこういうことでしたね、原因は。減少でこんなことということは、当初の見積もりだとか予算というのはどのような形でとられておったのかなと思うんですが、これはどんなことなんでしょうか。これが1つ。

それから、2つ目には、高額医療費の共同事業の医療費の拠出金ですけれども、これは1億という数字で減額になっておりますので、2億8,000万ということに終わってしまうわけです。これの件というとちょっとわかりづらかったので、負担金のほうの1と2の件について、どういうことであってこれがこれだけ当初と変わってきましたよと、システムが変わったとか、また何か変化があったとか、3分の1から変わっちゃっておるものですから、何か、ちょっとわかりづらいんですよ。ちょっとその2点についてもう少しわかりやすい説明を求めたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○民生部長 石原敏男君

まず、初めの出産費の関係でありますけれども、当初、90人分の35万円で予算を計上させていただいたわけでございます。90人の35万円で組まさせていただきました。現実的には1月から38万円に変わったということもあるんですけれども、現実的にこの90人というのは19年度の数字をもとに組まさせていただきましたということがありまして、当初この20年度の予算を組むときには相当数の人数の出産があるということで、私ども90人ということを見ておったんですけれども、19年度の補正やったときに、正直言って19年度の補正やった分が残ってしまったという経緯もあるわけでありまして。そういうことでやらせていただいているということで、現実には12月末現在で35人の出産であったということになっていて、これも私ども、むやみやたらに予算計上しているものではなくて、ある程度前年実績に基づいて組まさせていただきましたんですけれども、今回相当数減っているというのが現実でありますということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、次の15ページに書いてあります高額医療費の共同事業の医療費の拠出金でありますけれども、これにつきましては、私ども、これについても前年度実績に基づいて予算を組まさせていただきます、実質支出するのはそれぞれ当該年度の共同事業に係る部分で拠出金を出していきますので、反対に言うと、高額医療費に係る部分が減少したというふうに見ているわけでございます。特に、その辺のところはまだ十分分析はできていないと思うんですけれども、やはり後期高齢者との関係があるんでないかということが今、きちんと分析はできていないんですけれども、そういうふうになるのではないかということは見ておるんですけれども、あくまでも去年の実績に基づいて予算を組み、それで今回そのように安定化ということですので、そういうことでさせていただいておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○10番 菊地 久君

ご理解いただいと云っても、よくわからんでなかなかご理解できんです正直言つて。まず出産の関係は、従来の流れがあつて、年間大体何人ぐらいつつ出産されるのかな、それを掛け算やつて38万掛けて、35万でもいいや、1人ずつに掛けていくと何人で何ぼと出るわけよ。それで、その実績からやつていって、急にことしは倍生まれるなんていう想像はできないんですよ。大体少子化の関係で、逆に蟹江町の人口は余り伸びてきていない。若い人がどのくらい来たかわかりませんが、若手が大勢おつて出産率がどんどんふえそうだと、1割ずつふえそうだったら掛けりゃいいし、そういう数字の出し方で予算は組まれたのかなと私は思うわけ、一般的に。ところが、3分の1近く変わったということになると、何かほかに原因があつたかなと思うわけ。

そして、今の部長の話だと、予算は予算で、これは流し予算というんだけれども、ため込み予算というかもしれませんが、いつまでもそうしておつてはいかんで整理をしてみようかという形で出たような言い方をしたんですが、決算の時点のときはどうだったのかなという話になっていくもんですから、その辺何かほかに原因があつたのかなということですので、ちょっと今のところわかりづらい、正直言つて。何かもう少しわかりやすい説明をしていただけるとありがたい。あんただけ後で教えてやると、後でもいいよ。皆さんはわかつておつて私だけ言つておつていかんで。

それと、15ページの高額医療費のこの問題も、これだけ予算が変化をするという補正で、当初予算を組んでおつたやつが1億400万ぐらい減となると、やっぱり何か原因がなけりゃいかんでして、高額療養費だつて、年齢やら、かかる人で計算していくと、大体データの、パーセント的に出るわけ。だから、こういう変化をしたというのは、さっき言つた後期高齢者医療保険によつての扱い方が向こうへ回つただとか、この分はあつちへ行つただとか、だからこれがこういう変化をしたということになると、来年度の予算編成のときも、予算を見んとわからんですが、予算編成も変わってくるわけでしょう。その辺まだ私は勉強してい

ないもんで、予算はまだ見ていないで悪いけれども、どうなのかなと思うんですが、どんなもんでしょうね。

3分の1から変わるもんで大きいんですよ。100万違った200万違ったということなら、ああそうかで、そうだなということでもいいんですわ。でも補正でこれだけの数字が変化をして、ああそう、そうだったのということにはなかなかかなりづらいもんですから、もうちょっとわかりやすい説明を私は求めたいんだけど、時間が食いそうならまた別の機会に言っていただいてもいいし、その次でもいいよ。どうされる。

○民生部長 石原敏男君

まず、出産費のほうだけお答えさせていただきますけれども、出産費につきましては、19年度の決算額でいきますと2,415万という数字が上がっております。今年度の金額といたしましては、この補正予算に書いてありますように1,716万ということで、約700万ぐらい減をしているというのも現実でありまして、やはり私どもの被保険者の出産が少なかったということで、これについては国保だけの数字でありまして、町全体の出産人数というのはそうも変わっていないんです。先日もこれ、多分ご質問あるかということでいろいろ調べさせていたんですけれども、若いところの辺が国保でなく一般の健康保険のほうに入っている方もみえますので、その辺のところも一つの原因ではないかということが思われます。

前年の数字からいって、これだけがたっと落ちるということも我々は想像もしていなかったんですけれども、現実的にこの数字ということで、先ほども言いましたように、19年度は途中で補正をさせていただいたんですけれども、それは丸々残ったというのも現実でありますし、今回は大変一般会計が厳しいということで、ある程度我々もこの出産費はお返しして、町のほうで負担してもらうなら負担してもらおうということで予算編成も当たらせていただいたわけでありまして。

それで、あと共同事業の拠出金のほうですけれども、先ほど言ったことが一番原因かと思えますけれども、きちんと原因等を調べまして、また後日ご報告させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、同じことなんですけれども、私は、当初予算編成のときにそれなりの積算根拠はあったと思うんですよ、当初予算を組むときの。だから、その積算根拠と比較してみて、これは両方で言えることなんです、出産一時金と、それから共同事業拠出金ですね。特に共同事業は当初予算が3億8,000万でしょう。その4分の1以上もあるわけですから、まず30%くらい減額になるわけですから、そういう点でいうと、我々も納得できるような、議長、両方の資料請求をしたいんです。つまり、当初予算の積算根拠があるだろうから、それとの対比で理由がわかると思うんです、減った理由というのは。それで示していただきたいんです。

○議長 奥田信宏君

小原喜一郎君からは資料請求の要請がありました。これは精読の予定でありますので、間に合えばそれについての資料をお出しいただければと思います。

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第18 議案第12号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎ですが、確認だけしておきたいですけれども、ほぼ決まっていりましたのでという提案ですよね。ですから、この会計これで閉じるということじゃなしで、若干はまだ残りそうですか。

○民生部長 石原敏男君

ただいまも言いましたように、国とか県等の監査があつて、請求の誤り等がありましたら、それに対して私どもは支払う部分は支払わなければいけないし、返していただくものは返してもらうということでの財務整理がまだ残っておりますので、そのために、20年度で廃止ですから、24年か25年ぐらいまで、請求行為ができる範囲内までの会計は維持していかなければいけないというふうに聞いております。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第12号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第19 議案第13号「平成20年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第20 議案第14号「平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第14号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第21 議案第15号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第22 議案第16号「平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第16号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第23 議案第17号「平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

9ページの歳入のところで、一番上に、特別徴収保険料が6,700万マイナスして、普通徴収が4,300万ふえたとあります。実は、後期高齢者医療の保険料は特別徴収で年金から引くとかいうことが一般的であったわけです。ところが、普通徴収を口座引き落とししてほしいということが大分続発したんでないかと思えます。

それは、奥さんと保険料が分かるとか、国民健康保険とこれが分かると。そうすると、今まではだんなが、僕の例でいってりゃわかるんですが、後期高齢者のほうへぼっと行って分かると、自分の分は特別徴収で受けると、ところが奥さんの分の国民健康保険料が、確定申告のときの所得税の申告の社会保険料控除にならなくなっちゃうというケースが起きて、これは国の制度上増税でないかという議論が新聞に載ったりなんかしました。それはなかなか理屈が難しく、みんなうまく理解できないんです。

ところが、大きい都市は、春日井市とか何とか市のところは、そういうのを比較的うまくPRして、そういう関係のある人は手続してくださいよということをやったんですが、蟹江町は、何かどこかにちらちらと書いてあるけれども、なかなかそこまで理解できるような解説が出ていないんですね。そういうことで、外から聞いて、そうか、損するかもわからんかという人が次々に普通徴収へ切りかえているという気配を感じていますが、私は全然わかりません。

そういう意味で、この数字にはそういうような関係があるのかどうか。あるとすれば、どの程度そういう切りかえがあったのか、後ほど資料をいただきたいんです。いや、そういうことは全然関係のない話だということかが伺いたいんです。

○議長 奥田信宏君

資料請求ですので、次の……

○3番 山田邦夫君

今の質問そのものがよくわからないかもわかりませんね。

○議長 奥田信宏君

それでは、まず質疑に答えから、資料請求ということで。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

議員のおっしゃられますのは、保険料が社会保険料控除に適用される方、これは一般的にどなたでもなるわけでございますけれども、所得税、住民税をお払いでない方に対してそういったものが社会保険料控除ということであれば、変な言い方ではございますけれども、税金を払ってないのにこういう人もしようがないよという考えがあって、新聞等そういうようなことが書き立てられたわけでありまして、そういったチラシにつきましては、広域連合からも参っておりますので、私どもお送りはさせていただき、それに伴い多くの方が窓口においてになられて説明を求められ、それに私ども対応させていただいたことは確かでございます。

ただ、今言われますように、どれぐらいの件数ですとか金額というのはちょっと今手元にはございませんので、今、資料請求をいただきましたので、できる限り調整させていただき出ししたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第24 議案第18号「平成21年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第33 議案第27号「平成21年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題といたします。

順次提案理由の説明を求めます。

○副町長 水野一郎君

提案説明した。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○水道部次長 大河内幹夫君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号ないし議案第27号は、来る3月9日、10日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号ないし議案第27号の10議案については精読とされ、3月9日、10日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

○議長 奥田信宏君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区休日診療所組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」、議案第9号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第34 選挙第1号「海部地区休日診療所組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区休日診療所組合議会議員に山田邦夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山田邦夫君を海部地区休日診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました山田邦夫君が海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました山田邦夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 奥田信宏君

追加日程第35 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異

議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部南部広域事務組合議会議員に中村英子君、米野秀雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました中村英子君、米野秀雄君を海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました中村英子君、米野秀雄君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました中村英子君、米野秀雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 奥田信宏君

追加日程第36 議案第9号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時57分)